

藤 沢 市

おくやみ ガイドブック

2023年度版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年7月発行

発行：藤沢市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。



湘南野村綜合法律事務所

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。
相続等に関するお手続きにお困りの際は、
どうぞ、お気軽にご相談ください。



**遺産分割の進め方、不動産の処分、遺言書の取り扱いなど、
お困りごとは何でもご相談ください。**

遺産分割

ご本人が遺言書を作らずお亡くなりになった場合、遺産を分割するために必要となる協議書の作成のご相談をお受けしております。
相続人同士での話し合いによる解決が難しい場合、遺産の状況を確認したい場合など、ご相談ください。

代表弁護士
野村 俊介
(神奈川県弁護士会所属)



〔経歴〕

藤沢市出身。2009年弁護士登録。
横浜市、川崎市内法律事務所を経て2016年4月、藤沢市内で湘南野村綜合法律事務所を設立。
神奈川県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会 所属
藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会 委員
寒川町空家等対策協議会 委員

成年後見

ご高齢の方や障がいをお持ちの方の身上監護・財産管理を行う成年後見制度について、ご相談をお受けしております。
相続の際、ご自身では遺産分割の話し合いが難しい方がいらっしゃる場合にも、同制度のご利用をご検討ください。

弁護士ドットコムに掲載中

完全個室の相談スペースで、プライバシーを守ります。事務所周辺にはコインパーキングも多くありますので、お車でご来所いただくことも可能です。

遺言・遺留分

ご自身が亡くなった場合に備えて、財産の処分の仕方を定める遺言書作成についてご相談をお受けしています。
遺言書が見つかり、その内容が相続人間で著しく不公平な場合など、遺言の内容について確認したい場合にもご相談ください。



〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-7-4
MORIビル3階B「藤沢駅」南口徒歩5分



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(世帯主変更届)		<input type="checkbox"/>		2
印鑑登録	印鑑登録をしている	●手続き不要(死亡届に基づき廃止)		<input type="checkbox"/>	市民窓口センター 《本庁舎1階》	2
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	マイナンバーカード及び通知カード、 住民基本台帳カードを持っている	●手続き不要		<input type="checkbox"/>		2
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	3
	厚生年金に加入している	日本年金機構藤沢年金事務所へ直接お問い合わせください(要予約)。				3
	共済組合に加入している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				3
	国民年金(第1号期間のみの老齢基礎年金・ 障がい基礎年金・遺族基礎年金)を受給している	●未支給年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	4
	国民年金・厚生年金を受給している	日本年金機構藤沢年金事務所へ直接お問い合わせください(要予約)。				4
	共済年金を受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				4
保険	国民健康保険(国保)に加入している	●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険被保険者証の返還(故人が世帯主 だった場合は、世帯全員分の差し替えが必要)		<input type="checkbox"/>	保険年金課 《本庁舎1階》	4
	後期高齢者医療制度に加入している	●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療被保険者証の返還		<input type="checkbox"/>		4
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還		<input type="checkbox"/>	介護保険課 《本庁舎2階》	5
	高額介護サービス費等を受給している	●振込口座の変更		<input type="checkbox"/>		5
在宅福祉 サービス	紙おむつ支給事業を利用している	●配送を中止する		<input type="checkbox"/>	高齢者支援課 《本庁舎2階》または在宅福祉サ ービスセンター へ直接お問い合わせ ください。	5
	緊急通報システム事業を利用している	●緊急通報装置の撤去・返還		<input type="checkbox"/>		5
	寝具乾燥消毒事業を利用している	●配送を中止する		<input type="checkbox"/>		5
	認知症等行方不明SOSネットワークに登録している	●登録の削除		<input type="checkbox"/>		5
高齢者福祉	福寿医療証を持っている	●資格喪失届 ●医療証の返還		<input type="checkbox"/>	障がい者支援課 《本庁舎2階》	5
税金	土地または家屋を所有している	●固定資産に係る現所有者の申告 (相続人代表者の指定) ●未登記家屋の名義変更		<input type="checkbox"/>	資産税課 《本庁舎4階》	5
	市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・ 軽自動車税)を納めている	●納税に関する手続きや納付 ●相続人代表者の指定 ※資産税課で手続き済みの場合は不要		<input type="checkbox"/>	納税課 《本庁舎4階》	6
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車 を所有している	●廃車・名義変更		<input type="checkbox"/>	税制課 《本庁舎4階》	6
障がい	次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳	●各種障がい者手帳の返還		<input type="checkbox"/>	障がい者支援課 《本庁舎2階》	6
	次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当	●受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>		6
	藤沢市障がい者福祉手当を受給している	●受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>		6
	自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている	●受給者証の返還		<input type="checkbox"/>		7
ねたきりの高齢者	障がい者等医療証を持っている	●資格喪失届		<input type="checkbox"/>		7
子ども	児童手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>	子育て給付課 《本庁舎3階》	7
	児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>		7
	配偶者が亡くなった場合で、児童(18歳に達した日 以降最初の3月31日まで、もしくは中程度以上の 障がいがある場合は20歳未満まで)を扶養している	●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求(所得制限あり) ●ひとり親家庭等医療費助成申請(所得制限あり)		<input type="checkbox"/>		

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	特別児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書		<input type="checkbox"/>	子育て給付課 (本庁舎3階)	8
	小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証 を持っている	●受給資格等変更届 ●医療証の返還		<input type="checkbox"/>		8
	自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている	●自立支援医療受給者証(育成医療)の返還		<input type="checkbox"/>		8
	養育医療券を持っている(未熟児養育医療)	●養育医療券の返還		<input type="checkbox"/>		8
	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている	●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還		<input type="checkbox"/>		8
市営住宅	市営住宅に入居している	(すべての方) ①市営住宅入居世帯員異動届 (名義人から承継できる場合) ②市営住宅入居承継承認申請 (退去の場合) ③市営住宅退去・明渡届 (市営住宅の駐車場を明け渡す場合) ④市営住宅駐車場明渡届		<input type="checkbox"/>	住宅政策課 (分庁舎3階) または 一般社団法人 かながわ土地建物 保全協会	9
墓地・墓園	市営墓地の使用である	●墓地の承継の届出		<input type="checkbox"/>	福祉総務課 (本庁舎2階)	9
ペット	犬を飼っている	(飼い主の変更) ●犬の登録事項変更等届		<input type="checkbox"/>	生活衛生課 (保健所4階)	9
森林・樹木	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	みどり保全課 (分庁舎3階)	9
	保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定されている	●所有者の変更届		<input type="checkbox"/>		
農地	農地を所有している	(相続する方が届出) ●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 (分庁舎7階)	9

市役所での手続き

本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証などのことです。

●世帯主である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●世帯主の変更 (世帯主変更届)	<input type="checkbox"/> 世帯全員の国民健康保険被保険者証 (国民健康保険加入者のみ) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市民窓口センター 各市民センター (石川分館を含む)	—

〈その他注意点等〉残った世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合手続きが必要。

●印鑑登録をしている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●手続き不要 (死亡届に基づき廃止 されます)	—	市民窓口センター	—

〈その他注意点等〉亡くなった方の印鑑登録証は破棄していただいて構いません。

●マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●手続き不要	—	市民窓口センター	—

〈その他注意点等〉マイナンバーカード及び通知カード、通知書は亡くなった方のマイナンバーを知る書類となるため、一定期間の保管をお願いします。住民基本台帳カードは破棄していただいて構いません。

●国民年金に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●遺族基礎年金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者(本人及び子)名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死亡届記載事項証明 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者(本人及び子)の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可	保険年金課	請求より5年経過した分は時効により受けられません。
●寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(婚姻関係・死亡日の確認ができるもの) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可		死亡日から5年
●死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可		死亡日の翌日から2年

(その他注意点等) ●遺族基礎年金

- ・請求者は、子のある妻、夫または子
 ※子とは18歳到達年度の末日までにある子、または障がいのある20歳未満の子を指します。
- ・亡くなった方の保険料納付要件があります。
- ・請求者は、生計維持要件と収入要件(年収850万円未満)があります。

●寡婦年金

- ・亡くなった夫の納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上あること、婚姻期間が10年以上継続していること、生計維持されていたこと、妻が65歳未満である(年金を受給していない)こと、妻の年収が850万円未満であること
- ・死亡一時金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択

●死亡一時金

- ・第1号期間中の保険料の納付済期間が36月以上あること、年金を受給していないこと
- ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です(優先順位があります)。
- ・遺族基礎年金を受けられるときは請求できません。
- ・寡婦年金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択
- ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
- ※戸籍謄本は、受給権発生日以降、提出日から6か月以内に交付されたもの
- ※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

●厚生年金に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●遺族基礎年金の請求 ●遺族厚生年金の請求	—	日本年金機構藤沢年金事務所(☎0466-50-1151)へ直接お問い合わせください(要予約)。	

●共済組合に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
各共済組合へ直接お問い合わせください。			

●国民年金(第1号期間のみの老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金)を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●未支給年金の請求	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの)または「法定相続情報一覧図の写し」 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票(除票)(本籍・続柄を載せたもの)※ <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄を載せたもの)※ ※請求者がマイナンバーで手続きする場合は、省略可	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む) ※市民センターは老齢基礎年金のみ受付	死亡日から5年

〈その他注意点等〉未支給年金の請求を行わないと振り込まれた年金の返納が生じる場合があります。

- ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です(優先順位があります)。
- ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
- ・提出先は、請求者の住所地の市役所です。
- ※戸籍謄本は、死亡日以降、提出日から6か月以内に交付されたもの
- ※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

●国民年金・厚生年金を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●未支給年金の請求 ●遺族厚生年金の請求	—	日本年金機構藤沢年金事務所(☎0466-50-1151) へ直接お問い合わせください(要予約)。	

●共済年金を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
各共済組合へ直接お問い合わせください。			

●国民健康保険(国保)に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険被保険者証の返還(故人が世帯主だった場合は、世帯全員分の差し替えが必要)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証) <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳等) <input type="checkbox"/> 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む)	葬祭等を行った日の翌日から2年

〈その他注意点等〉国保加入3か月未満で社会保険本人だった方は葬祭費は国保からは支給されないため、社会保険に確認が必要です。

●後期高齢者医療制度に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療被保険者証の返還	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(通帳等) <input type="checkbox"/> 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先が喪主名義以外の場合は喪主の印鑑(スタンプ印不可)	保険年金課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	葬祭等を行った日の翌日から2年

●65歳以上または介護認定を受けている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●介護保険料の精算	※後日郵送する通知にてご確認ください。	介護保険課	—
●介護保険被保険者証等の返還	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等	介護保険課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●高額介護サービス費等を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●振込口座の変更	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方と届出人の関係が分かる書類 (戸籍謄本など)※ ※亡くなった方と届出人が同一世帯だった場合は、省略可。	介護保険課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	振込口座の変更を希望する場合は、速やかにお手続きください。

●紙おむつ支給事業を利用している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●配送を中止する	—	高齢者支援課または在宅福祉サービスセンター (☎0466-50-3524)へ直接お問い合わせください。	

●緊急通報システム事業を利用している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●緊急通報装置の撤去・返還	—	高齢者支援課または在宅福祉サービスセンター (☎0466-50-3524)へ直接お問い合わせください。	

●寝具乾燥消毒事業を利用している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●配送を中止する	—	高齢者支援課または在宅福祉サービスセンター (☎0466-50-3524)へ直接お問い合わせください。	

●認知症等行方不明SOSネットワークに登録している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●登録の削除	—	高齢者支援課または在宅福祉サービスセンター (☎0466-50-3524)へ直接お問い合わせください。	

●福寿医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●資格喪失届 ●医療証の返還	<input type="checkbox"/> 福寿医療証	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●土地または家屋を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●固定資産に係る現所有者の申告 (相続人代表者の指定)	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (遺産分割協議書、遺言書、法定相続情報一覧図、相続人と被相続人の戸籍全部事項証明書等) ※コピー可	資産税課	現所有者(相続人)であることを知った日から3か月以内
●未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更に関する申出書 <input type="checkbox"/> 相続人や相続内容がわかる書類 (遺産分割協議書等) ※その他必要となる資料がありますので、詳しくはお問い合わせください。		—

●市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●納税に関する手続きや納付	納税課へお問い合わせください。	納税課	納税課へお問い合わせください。
●相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/> 申述受理書(相続放棄の場合)		—

〈その他注意点等〉※相続人代表者の指定手続きは、土地または家屋を所有している場合、市県民税分についても資産税課にて一括して受付します。

●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●廃車・名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 所有者の死亡及び相続関係が証明できる書面(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ●名義変更 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 所有者の死亡及び相続関係が証明できる書面(戸籍謄本等) 	税制課 長後市民センター 明治市民センター 遠藤市民センター 湘南大庭市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車 廃棄等した日から30日以内 ●名義変更 譲渡した日から15日以内

〈その他注意点等〉軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の名義人に課されるため、年度末に廃棄・譲渡等をした場合は、上記の手続き期限によらず、3月末までにお手続きください。

●次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●各種障がい者手帳の返還	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は子ども家庭課でも受付します。	—

●次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	<input type="checkbox"/> 配偶者または当該手当における扶養義務者名義の普通預金口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は子ども家庭課でも受付します。	14日以内

●藤沢市障がい者福祉手当を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	<input type="checkbox"/> 相続人名義の普通預金口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は子ども家庭課でも受付します。	—

●自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※18歳未満の方は子ども家庭課でも受付します。	—

●障がい者等医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●資格喪失届 ●医療証の返還	<input type="checkbox"/> 障がい者等医療証	障がい者支援課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●児童手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●消滅届 <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 ●未支払請求書 <input type="checkbox"/> 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバー、口座番号がわかるもの	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	亡くなった日の 翌日から15日以内

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書もしくは窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書もしくは窓口に来る方の本人確認書類 ●未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 子育て給付課でひとり親相談の際に必要な書類を説明します。	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館 ※新規認定請求は子育て給付課のみ	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●配偶者が亡くなった場合で、児童(18歳に達した日以降最初の3月31日まで、もしくは中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)を扶養している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求(所得制限あり) ●ひとり親家庭等医療費助成申請(所得制限あり)	ひとり親家庭相談の際に児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成申請に必要な書類を説明します。	子育て給付課	速やかに

〈その他注意点等〉遺族年金の受給状況によって、児童扶養手当の受給可否が変わりますので、事前に遺族年金を受給できるかどうかご確認ください。

●特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) <input type="checkbox"/> 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●喪失届 <input type="checkbox"/> 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 ●新受給者での認定請求書 子育て給付課で必要な書類について説明をします。	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

●小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格等変更届 ●医療証の返還	<input type="checkbox"/> 小児医療証またはひとり親家庭等福祉医療証	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●自立支援医療受給者証(育成医療)の返還	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(育成医療)	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●養育医療券を持っている(未熟児養育医療)

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●養育医療券の返還	<input type="checkbox"/> 養育医療券	子育て給付課 各市民センター (石川分館を含む) 及び村岡公民館	—

●小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	子育て給付課 平塚保健福祉事務所	—

〈その他注意点等〉還付請求がある場合は、医療機関等の領収書と小児慢性特定疾病医療費請求書をご提出ください。

●市営住宅に入居している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(すべての方) ①市営住宅入居世帯員異動届 (名義人から承継できる場合) ②市営住宅入居承継承認申請 (退去の場合) ③市営住宅退去・明渡届 (市営住宅の駐車場を明け渡す場合) ④市営住宅駐車場明渡届	①②亡くなったことを確認するための書類 (住民票(除票)、戸籍謄本等)	一般社団法人 かながわ土地建物 保全協会 ☎0466-43-7732 (指定管理者)	①事実発生日から15日以内 ②承継の理由となる事実発生日から30日以内 ③退去をしようとする日の15日前まで ④明け渡しをしようとする日の15日前まで

〈その他注意点等〉承継できるのは原則配偶者のみです。承継できない場合は退去の手続きとなります。

●市営墓地の使用者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●墓地の承継の届出	—	福祉総務課へ直接お問い合わせください。 ※死亡届提出後、お早めにお手続きをお願いします。	

●犬を飼っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(飼い主の変更) ●犬の登録事項変更等届	—	生活衛生課	事実発生日から30日以内

●森林を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	—	みどり保全課へ直接お問い合わせください。	

●保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定されている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●所有者の変更届	—	みどり保全課へ直接お問い合わせください。	

●農地を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地法第3条の3第1項の規定による届出書、農地の権利を取得したことがわかる書類の写し(全部事項証明書、遺産分割協議書等)	農業委員会事務局	農地についての権利取得を知った日からおおむね10か月以内

〈その他注意点等〉農地を相続する方の届出になります。